

金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習のご案内

建設業労働災害防止協会石川支部

令和3年4月1日施行の労働安全衛生法関係政省令の改正により、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下「金属アーク溶接等作業」という。）に係る作業主任者は、特定化学物質障害予防規則第27条において、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（以下「特化物技能講習」という。）を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならないとされています。

特化物技能講習の受講者の多くが金属アーク溶接等作業のみに従事する者となっていること等を踏まえて、特化物技能講習の講習科目を金属アーク溶接等作業に係るものに限定した技能講習（以下「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」という。）が新設され、金属アーク溶接等作業を行う場合においては、金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることとする政省令の改正が行われました。（施行は令和6年1月1日）

建設業労働災害防止協会石川支部では、この度、金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習の登録教習機関として石川労働局に届出を行いました。令和5年度は、下記のとおり技能講習を開催します。令和6年度以降の講習については、当支部のホームページで確認してください。

なお、従前どおり、金属アーク溶接等作業を行う場合において特化物技能講習を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任しても差し支えありません。

記

1. 開催日時（令和5年度）

講習日	講習時間（修了試験1時間を含む）	定員	受付開始日
3月19日（火）	9:00～17:40	50名	2月19日（月）

定員に達し次第締め切ります。

2. 開催場所

金沢市弥生2丁目1-23 「石川県建設総合センター」

※会場は当日1Fエレベーター前案内板にてご確認ください。

※駐車場には限りがありますので、車で来所される場合はできるだけ乗り合わせでお越し下さい。

3. 受講資格 建設業に従事する者(受講資格は問いません。)

4. 講習科目・時間

健康障害及びその予防措置に関する知識（1H）

作業環境の改善方法に関する知識（2H）

保護具に関する知識（2H）

関係法令（1H）

（計6H）

5. 受講料 9,900円（消費税を含む） ・テキスト代 1,606円（消費税を含む）

使用テキスト「建設業における金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習テキスト」（建災防発行）

※下記の受講者については金沢分会でテキスト代を助成できる場合がありますので、事務局に確認して下さい。

- ・建災防金沢分会会員事業場に雇用される受講者
- ・建災防金沢分会会員事業場から工事を下請施行している非会員事業場に雇用される受講者
（この場合、受講申込書に元請事業場の記名、押印が必要です）

6. 申込要領

- ① 申込書に必要事項を記入し、FAX (076)244-7265 でお申込ください。(FAX では写真貼付はいりません)
(受付開始日の AM9:00~受付しています。)
- ② お申込 FAX 受領後、定員に入った方のみご連絡をします。
※受付日より3日経ってもご連絡がない場合は、定員に入らなかったという事ですのでご了承ください。
- ③ 定員に入った方は、申込書に下記の書類を添えて郵送し、すみやかに受講料・テキスト代の振込をお願いします。
- ④ 受講料等の入金確認後、受講票を送付します。

《申込書添付書類》

写真	縦 3 cm×横 2.4 cm、申請 6 カ月以内撮影、上 3 分身、正面、脱帽、背景無地 1 枚を申込書に貼付し、1 枚は裏面に氏名を記入して下さい
封筒 (定形サイズ)	修了証送付に使用します 切手 434 円 (簡易書留用郵便料金) を貼付し、宛先を記入して下さい ※人材開発支援助成金を申請される場合は切手 444 円分、複数での申請は 切手 490 円分を貼付して下さい ※修了証を建災防まで取りに来られる場合は不要です

- ・ 講習日の 7 日前以後の取消しについては、理由の如何にかかわらず受講料等は返還できません。
- ・ 記入していただいた氏名、生年月日等は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。

【送付先】 建設業労働災害防止協会石川支部

〒921-8036 金沢市弥生 2-1-23 石川県建設総合センター6F

【振込先】 (手数料は申込者負担)

北国銀行香林坊支店

普通No.088224 / 口座名 建設業労働災害防止協会石川支部

7. 修了証の交付

講習修了後、筆記試験を行い、合格者に修了証を交付します。

所定講習時間受講できなかった者は、修了試験の受験資格者と認めません。

※建災防石川支部で修了された技能講習の修了証をお持ちの方は、今回受講の修了証と統合することが出来ます。

統合をご希望の方は当日技能講習修了証をご持参下さい。(統合は現在実施している技能講習に限ります。)

8. 注意事項

- ・ 当講習は、人材開発支援助成金 (経費助成・賃金助成) の対象となります。

申請を希望される場合は、助成金の対象事業場であることを労働局に確認のうえ、申込書の人材開発支援助成金支給申請の有無の『有』に○印を付けてください。

講習修了後、証明書類を修了証に同封しますので、必要な書類を揃えて石川労働局職業安定部職業対策課に提出して下さい。

支給要件については、石川労働局にお尋ね下さい。(石川県外の事業場は管轄の労働局)

- ・ CPDS 申請希望者は、申込書の CPDS 希望『有』に○印を付けて下さい。

また、当日 CPDS 技術者証、または運転免許証等顔写真付きの書類を持参して下さい。

- ・ 建築士会 CPD 申請希望者は、申込書の CPD 希望『有』に○印を付け、CPD 番号を記載して下さい。

CPD は事前に申請が必要なため、お早目にお知らせ下さい。

以上